

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本案件に係る落札及び契約締結は、当該案件に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和8年1月21日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

1 競争に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

入札物件名

入札番号 第1号 歳入・歳出の情報処理業務

(2) 業務の内容等 別途交付する別紙「仕様書等」による。

(3) 契約日時 契約については、令和8年度予算成立後において、延滞なく締結するものとする。

(4) 契約期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(5) 作業場所 東北森林管理局内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）種類：「役務の提供等」、営業品目：「情報処理」又は「その他」、地域：「東北」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、労働者派遣法という。）第5条に定める労働者派遣事業の許可を受けていること。

(6) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所および入手方法

ア ダウンロードによる場合

電子調達システム又は東北森林管理局ホームページから入手すること。

イ 手交または郵送（希望者負担）を希望の場合及び各入札ごとの問い合わせ先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 支出係 電話 018-836-2186
メールアドレス t_keiri@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし手交による場合は開庁日とし、時間は8時30分から17時00分までとする。

(3) 業務に使用するシステムのマニュアルの交付

当該業務については、履行期間の当初から業務仕様書「別表」の業務を確実に遂行する必要があることから、希望する者には業務に使用するシステムのマニュアルを交付するものとする。

5 履行証明書等の提出期限及び提出方法

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、履行証明書及び下記の①～②の証明書類を令和8年3月9日（月）17時00分までに上記4の(1)イの場所に提出しなければならない。また、令和8年3月10日（火）17時00分までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

入札番号第1号

① 上記2の(3)の資格を証明する資格審査結果通知書の写し

② 上記2の(5)の許可を受けていることが確認できる許可証（許可期間及び許可番号を含む）の写し

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でpdfファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記5(1)の証明書類に併せて、別紙「紙入札参加承諾願」及び別紙「入札説明書等の交付確認書」を上記4(1)イのメールアドレス宛に、pdfファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は、4(1)イに提出すること。

6 入札の方法

(1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

(3) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

(4) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

(5) 入札物件に入札内訳書が設定されている場合は、次のアからイによる。

ア 電子調達システムにより入札を行う場合は、同システム内の入札書入力において、入札内訳書をpdfファイル形式にて保存すること。

イ 紙の場合は入札内訳書を入札書と同封し、投函もしくは郵送すること。

7 入札書の提出、開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムにより参加する場合の入札日時

令和8年3月11日（水）9時00分から受付を開始し、受付終了は次の(3)とする。

(2) 紙入札方式により参加する場合の受付日時等

次の(3)の15分前から入札受付を開始し、入札受付終了日時（開札日時）は次の(3)とする。なお入室前に運転免許証等の身分証明書及び委任者の場合は委任状を提出すること。

(3) 各入札番号ごとの入札受付終了日時（開札日時）

入札番号 第1号 令和8年3月12日（木）10時00分

(4) 郵便入札方式により参加する場合の受付日時等

郵送（書留郵便に限る。）による入札の受領期限については、令和8年3月11日（水）17時00分までに上記4(1)イに必着とし、再入札には参加できない。入札書の日付は令和8年3月12日とする。

(5) 開札場所

東北森林管理局 4階第1会議室

8 再入札

再入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は、電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に有効札を投函した者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

入札説明書及び入札心得による。

11 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者の決定は令和8年度予算が成立した以降に行う。

12 契約書作成の要否及び電子契約について

要。

13 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) 発注者側の電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 入札内訳書の設定がない物件であっても、落札後、発注者より金額等の内訳の提出を求められた場合は、これに従わなければならない。

(5) 入札内訳書等（入札書含む）に納品にかかる送料等の記載がない場合は、入札内訳書及び入札書に送料等が含まれた金額とする。

(6) 本公告に表記されている時刻は全て24時制である。

(7) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書及び入札心得による。

(8) 本公告に係る東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得に

については、こちらからダウンロードして下さい。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おき下さい。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページの発注者綱紀保持対策をご覧下さい。
(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

(別紙)

業務仕様書

歳入・歳出の情報処理業務は、発注者から業務の指示を受けたとき、その都度データの入力等を行う業務である。

受注者は、本契約締結後ただちに派遣に係る労働者（以下、「派遣労働者」という。）を手配し、本仕様書の定めるところにより、発注者の指揮監督のもと業務に従事させるものとする。

また、発注者より本契約業務の類似的な作業指示があった場合も、その指示に従うものとする。

第1 業務内容

本契約の業務は、アダムスⅡ・国有林野情報管理システム・サービス（旅費システム）の特定のシステムを使用し、「別表」の業務を行う。（国の会計法等に基づく歳入・歳出事務及び旅費法等に基づく旅費事務）

当該業務は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第4条第3号及び第8号に該当する業務である。

また、当該業務については、履行期間の当初から「別表」の業務を遅滞なく確実に遂行するものとし、履行期間中に感染症等で派遣労働者に長期の欠員が生じた場合に備え、各派遣労働者が担当する業務についての詳細なマニュアルを作成して備え付け、引継ぎを確実に行えるようにし、派遣労働者が交代となつた際に業務が遅滞することのないようにする。

第2 業務に伴う責任の程度

役職なし（付与される権限なし）

第3 就業場所

東北森林管理局 総務企画部 経理課
(〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号 TEL 018-836-2186)

第4 組織単位

総務企画部 経理課（経理課長）

第5 指揮命令者

総務企画部 経理課 課長補佐

第6 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第7 就業日

月～金（ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）

第8 就業時間

9:00～17:00

第9 休憩時間

昼 12:00～13:00

第10 安全と衛生に関する事項

- (1) 発注者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成、保持に努める。
- (2) パソコンを連続操作する時間は1時間以内とし、1時間連続操作したときは少なく

とも 15 分間の休憩時間を与える。

- (3) 派遣労働者が労働災害に被災した場合は、発注者は延滞なく受注者へ書面にて連絡するとともに、労働私傷病報告の写しを送付する。

第 11 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先 発注者 東北森林管理局 総務企画部 経理課
課長補佐 TEL 018-836-2185
派遣元 受注者

(2) 苦情処理方法、連携体制等

- ①受注者側の苦情処理担当者が苦情の申出を受けたときは、直ちに受注者へ連絡することとし、受注者が中心となって誠意をもって延滞なく当該苦情の適切かつ敏速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ②発注者側の苦情処理担当者が苦情の申出を受けたときは、直ちに発注者及び受注者へ連絡することとし、受注者が中心となって誠意をもって延滞なく当該苦情の適切かつ敏速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ③発注者及び受注者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情のほかは、相互に延滞なく通知するとともに、その結果について派遣労働者に通知することとする。

第 12 派遣元責任者

受注者

第 13 派遣先責任者

発注者 東北森林管理局 総務企画部 経理課 課長補佐 TEL 018-836-2185

第 14 時間外労働

時間外労働は無いことを基本とするが、やむを得ず第 8 の就業時間を超えた労働を命ずる場合がある。

この場合、労働時間を月毎に分単位で管理し、月の累計が 30 分を超えた場合は 1 時間とする。

なお、法定労働時間である 1 日 8 時間を超える時間については、契約単価の 125 パーセントの時間単価で支払うものとする（端数切り捨て、整数止め）。就業日以外の業務は行わないものとする。

第 15 派遣人員

5 名

第 16 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与

発注者は、派遣労働者に対し、発注者が雇用する労働者が利用する諸施設について利用できるよう便宜供与することとする。

第 17 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先が事前に派遣元に通知することとする。

第 18 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。

第 19 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否かの別
派遣労働者は、協定対象派遣労働者に限定しない。

第 20 契約の種類
1 時間当たりの単価契約とする。

第 21 勤務日報
受注者は、その日の勤務日報を整理し、発注者の確認を受けることとする。

第 22 交通費
派遣労働者にかかる交通費は受注者が負担する。

第 23 使用機器
入力に要する端末機は、発注者の所有するものを使用する。

第 24 秘密の保持
受注者及び派遣労働者は、この業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 受注者及び派遣労働者は、この業務に関する資料について、複製、転写、送信、送付又は持ち出してはならない。

また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前 2 項について、この契約期間が終了した後においても同様とする。

4 受注者は、本業務に従事する派遣労働者の秘密の保持にかかる誓約書を契約の締結の日から 3 日以内に届け出るものとする。

第 25 情報漏えい対応

受注者及び派遣労働者は、業務で使用した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第 26 実施報告及び検査

受注者は、指示されたデータ入力後、その都度発注者の審査確認を受けるものとする。

2 受注者は、月毎の本業務の実施時間が確認できるもの（以下、「勤務日報」という。）を書面で作成し、発注者に提出するものとする。

3 発注者又は発注者が命じた検査職員は、前項の勤務日報を受理した日から 10 日以内に検査するものとする。

第 27 支払請求

受注者は、第 26 の 3 の検査に合格した場合は、契約期間満了まで 1 ヶ月分ごとに取りまとめのうえ、所定の手続きにより発注者に請求することができる。

支払請求金額は、1 ヶ月ごとにとりまとめた時間数に 1 時間当たりの単価を乗じた金額を受注者に支払うものとする。

この場合、契約期間の最終日の属する月分については、令和 9 年 4 月 5 日までに支払請求書を提出するものとする。

2 発注者は、受注者から提出のあった適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に当該代

金を支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のために受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

第 28 契約解除の事前通知

発注者は、発注者の必要により、この契約の全部又は一部について解除しようとする場合は、解除日の 30 日前までに書面により受注者に通知するとともに、受注者の合意を得るよう務めるものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を行わずに解除しようとする場合は、派遣労働者の 30 日分の賃金額、当該予告をした日から解除の日までの期間が 30 日に満たないときは、当該解除の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金相当額を、受注者に賠償しなければならない。

第 29 発注者及び受注者の責任

発注者及び受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）に定められた派遣先、派遣元としての責任を負うものとする。

別表

1 国有林野情報管理システム入力作業メニュー

グループ	システム	サブシステム	メニュー
B 資金管理	BA 経理	BA1 歳出予算管理	歳出科目設定
			歳出予算登録
			示達
			予実管理
		BA2 支出管理	債主登録
			支出負担行為決議入力
			経費管理
			支出未済処理
		BA3 収入管理	支出決議入力
			科目更正
			国庫金振込明細票作成
			支出集計
			支出アダムス抽出指示
		BA3 収入管理	歳入予算登録
			債務者登録
			委託販売入力
			契約債権入力
			収入情報管理
			継続債権更新
			科目更正
			収入アダムス抽出指示

2 官庁会計システム入力作業メニュー

支出メニュー		支出メニュー	
示達要求	支払計画示達要求 外1	相殺・充当	相殺・充当請求登録 外1
示達関連／配分	支払元受高転換記録 外7	照会	支出負担行為計画示達額科目別残高照会 外14
債主登録	債主登録	帳票作成依頼	引継資料等作成依頼(官署) 外2
確認入力	支出決定入力(通常) 外3	CVSデータ	CVSデータ取得依頼(官署)
精算	一括零精算 外1	決算／計算証明	歳出決算見込額報告書 外7
返納金	返納金債権登録 外4	随時更新メンテ	官署情報メンテ(随時更新) 外12
返納金債権引継	返納金債権引継 外1	年度更新メンテ	官署情報メンテ(年度更新) 外12
更正	科目更正 外2	国庫債務既往年度実績登録	国庫債務既往年度実績登録業務禁止解除 (分任支出負担行為担当官分) 外6
更正請求依頼	訂正請求依頼 外1		
収入メニュー		収入メニュー	
債務者登録	債務者登録外1	照会	債務者債権一覧情報外6
債権調査確認	債権調査確認・指示	帳票作成依頼	CVSデータ取得依頼外1
歳入調査決定及び納入告知書送付指示	歳入調査決定決裁確認入力兼納入告知書送付指示外5	分任歳入徴収官の併算	分任歳入徴収官の併算
債権調査確認及び歳入調査決定	債権調査確認及び歳入調査決定	徴収簿登記	徴収決定済額情報登録外4
時効中断措置情報登録	時効中断措置情報登録	相殺・充当	相殺・充当請求登録 外2
決裁確認入力	決裁確認入力	返納金債権引受	返納金債権引受
納入告知書等端末作成	納入告知書等端末作成	所管大臣・会計検査院報告関連	月計突合完了入力外24
納付書等送付依頼	納付書等隨時送付依頼外2	歳入徴収官等代理登録	歳入徴収官等代理登録
債権の収納・消滅	一括収納登記外3	メンテナンス	官署略科目情報メンテナンス外3
徴収停止	徴収停止	債権調査確認及び歳入調査決定(納入告知書発行後の所属年度又は略科目の変更)	債権調査確認及び歳入調査決定(納入告知書発行後の所属年度又は略科目の変更)

3 旅費及び謝金・諸手当システム入力作業メニュー

項目	内容
債主登録・変更	(1)確定 (2)差し戻し
旅費・謝金精算	(1)旅費・謝金精算情報の確認
支出負担行為即支出決定データ	(1)支出決定データの更新 (2)旅費精算情報の確認
決議書登録・ADAMS連携データ確認	(1)決議書登録 (2)支出負担行為即支出決定データの取消 (3)支出負担行為即支出決定データの差戻
決議書照会	(1)決議書照会 (2)支出予定一覧の出力
分任官支出負担行為即支出決定データ	(1)支出決定データの更新 (2)旅費精算情報の確認
分任官用決議書登録・ADAMS連携データ確認	(1)決議書登録 (2)支出負担行為即支出決定データの取消 (3)支出負担行為即支出決定データの差戻
債権発生(帰属)調査確認及び返納金納入告知決議書	(1)帳票出力 (2)詳細情報の確認
返納金債権登録用データ	(1)返納金債権登録データの更新 (2)旅費精算(戻入)情報の確認
決議書登録・ADAMS連携データ確認	(1)決議書登録 (2)返納金債権登録データの取消 (3)返納金債権登録データの差戻
支出負担行為即支出決定データ(戻入) 一覧	(1)個別戻入データの更新 (2)旅費精算(戻入)情報の確認
科目管理	(1)予算科目と組織の紐付け (2)歳出予算登録
源泉徴収等データ集計	(1)源泉徴収等抽出データ確認 (2)源泉徴収等データ名寄せ (3)源泉徴収票データ出力
電子証拠書類抽出	(1)電子証拠書類ダウンロード